

JET Report

ジェットレポート

vol. **67**
2015 Summer



噴水

一般財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

季語 | FOUR SEASONS

ふんすい
噴水



噴水や空へ小躍りしては落つ
(斎藤石雲)

水は天より落ちて低きをめざし、また天に帰る。その輪廻の一時を過ごす地上では、命を育み、穢れを流し、清める。

きれいな水に恵まれた日本では、庭にも池や滝など、水を溜めたり流したり落としたり、水のある自然を親しんできた。だが、自然に逆らって水を噴き上げたりはめったにしない。

噴水は、天に神をいだく西洋人のものだろう。教会の尖塔が天を目指し、人もひたすら天を見上げ、憧れる。

つまりは、人の想いもまた水のように、流したり、噴き上げたり……。

(鈴木ムク)

季語	噴水	2
JET SCOPE	雑音の強さに関する技術基準の解釈改正動向について	3
技術基準のワンポイントアドバイス	電安法技術基準解釈の改正について	4
Conference Report	国際会議情報 IECEE/CTLジュネーブ会議から	6
JET INFORMATION	「PVJapan2015」に出展します	7
JET INFORMATION	「MEDTEC Japan 2015」に出展しました	7
JET INFORMATION	電気用品安全法の概要セミナーにおける Q&A のご紹介	8
JET INFORMATION	「電磁波セミナー」のご案内	10
JET INFORMATION	市場小学校の横浜事業所見学会	10
JET の試験設備 〈60〉	グローワイヤ試験器	11
現場 NOW 〈60〉	電磁界情報センター	11

雑音の強さに関する技術基準の解釈改正動向について

平成 26 年 3 月、総務省の情報通信審議会より CISPR11 に対応する国内規格が答申（以下、「CISPR11 国内答申」という）され、これを受けて、電波法の関連省令等を改正する検討が開始されました（その後、平成 27 年 6 月 11 日に公布・施行されています）。これら総務省での改正動向に関連し、電安法の「雑音の強さ」の技術基準の解釈である、別表第十及び別表第十二の雑音の強さに関する基準の追加・改正の検討を開始しましたので、その検討状況についてご紹介します。

電安法解釈改正の背景

CISPR11 は、ISM 機器と呼ばれる工業・科学・医療機器及び高周波エネルギーを加熱・加工に利用する機器に適用される規格で、その対象である電子レンジや電磁誘導加熱式調理器、超音波加湿器等が電気用品として指定されています。CISPR11 国内答申の公示に伴い、電安法別表第十二の「雑音の強さ」に関連する基準として、CISPR11 に整合した J55011 の作成作業が行われることになりました。

一方、総務省においても CISPR11 国内答申の公示を受けて、CISPR11 の適用範囲である高周波利用設備を規制対象とする電波法の関連省令等を改正する作業が開始されました。電波法で規制される高周波利用設備には、電子レンジや電磁誘導加熱式調理器等の電気用品が含まれており、これらに適用される電安法別表第十の要求事項は、従来より電波法の要求事項と整合されたものでした。そこで、電安法別表第十を改正後の電波法に整合させる必要が生じたため、別表第十の改正作業も行われることになりました。

審議状況

平成 26 年 11 月に電気用品調査委員会の電波雑音部会下に発足した J55011 検討 WG において、J55011 作成のための審議が開始されました。CISPR11 国内答申を基に、改正後の電波法との整合を図ることが方針として審議され、平成 27 年 2 月に作業を完了、電波雑音部会の承認の後、同年 3 月 17 日の電気用品調査

委員会に上程され、別表第十二に新たに追加されることが承認されました。

同様に別表第十の検討も電波雑音部会において行われました。別表第十の基準は国内独自の規格ですが、技術基準の性能規定化により解釈の国際整合規格への移行が促進されたこと、また、電波法の関連省令等が CISPR11 に整合した形で改正されることから、J55011 を引用する形で改正案が作成され、平成 27 年 3 月 17 日に J55011 と同様に電気用品調査委員会に上程され、改正することが承認されました。その後、同年 5 月 22 日に開催された産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会においても、同様に承認されています。

今後の予定

J55011、別表第十ともに必要な審議が完了しており、今後はパブリックコメントが公布された後、特に問題がなければ 12 月頃には通達される見通しです。改正内容につきましては、次頁の「解説コーナー」で詳細にご紹介いたします。

【お問い合わせ先】

横浜事業所 EMC 試験センター

TEL : 045-582-2504 FAX : 045-582-2270

E-mail : emc@jet.or.jp

電安法解釈改正の検討
状況をご紹介します





電安法技術基準解釈の改正について

JET SCOPE でご紹介いたしました、雑音の強さに関する技術基準の解釈改正動向について、ここではさらに詳しい改正内容をご紹介いたします。

別表第十二 (J55011) について

1 対象範囲

J55011 は、CISPR11 第 5.1 版に対応した基準です。CISPR11 の対象範囲は、工業・科学・医療機器及び高周波エネルギーを加熱・加工に利用する機器と、非常に多岐にわたります。その中で、J55011 の対象となる電気用品は、電子レンジや電磁誘導加熱式調理器、超音波加湿器などです。また、これら以外の電気用品でも、超音波や電磁誘導などの機能を使用したものは J55011 の対象となる場合がありますので注意が必要です。

2 許容値

製品の特性によって、グループ 1 (グループ 2 以外の機器)、グループ 2 (材料の処理、検査の目的で無線周波数エネルギーを使用する機器) に区分され、さらにそれぞれがクラス A (クラス B 以外の機器)、クラス B (家庭用、住居用の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設での使用に適した機器、いわゆる家庭用機器) に分類されます。上記の電気用品は、ほとんどがグループ 2 クラス B に分類されます。

現在適用されている J55001 (実際には別表第十第二章) と比較して、放射妨害波の許容値が全般的にかなり厳しくなっています。一方、AM 放送の周波数帯では、CISPR11 の許容値より現行の許容値の方が厳しいために、現行の許容値をそのまま残しています。

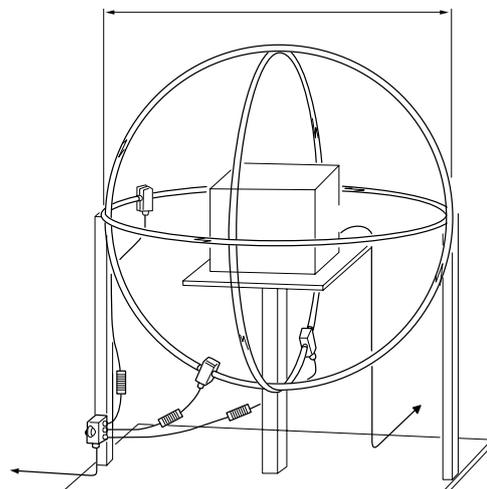
一方、伝導妨害波の許容値は、電子レンジと電磁誘導加熱式調理器に限定して、500kHz 以下の周波数において 12dB 緩和されています。これは、一般的に接地用配線がない日本の家庭で使用する製品が、電気安全の漏えい電流の要求事項を満足し、同時に伝導妨害波の許容値を満足することが技術的に困難であるためです。

3 測定方法

他の基準と大きく異なる点は、30MHz 以下の周波数帯で放射妨害波測定の要求があることです。ただしこれはグループ 2 機器に限定されます。

30MHz 以下の放射妨害波測定は全て磁界の測定です。径が 60cm のループアンテナを用いて測定します。測定距離は 30m、10m、3m から選択できますが、クラス B 機器は 3m での測定となります。また、電磁誘導加熱式調理器だけはラージループアンテナを用いた測定が規定されています。ラージループアンテナ測定はループアンテナ測定の代替方法として適用されているものですが、オープンサイトや電波暗室のような広い空間を必要としないため、経済性に優れ、また、簡便な測定方法です。

30MHz ~ 1 GHz の電界測定においても、3m での測定が導入されています。小型装置として定義される「ケーブルを含め直径 1.2 m, グランドプレーンから上 1.5 m の円柱形の試験体積内に収まる、卓上もしくは床上に配置される装置」であれば、3m での測定を適用できます。1 GHz 以上の電界測定も 3m での測定ですので、小型装置がほとんどとなる電安法の測定は、3m サイトがあれば全て実施できることになります。J55011 の追加により、経済性が飛躍的に向上することが大きなメリットです。



ラージループアンテナ

伝導妨害波測定は、他の規格と基本的に変わりはありませんが、電磁誘導加熱式調理器に対しては9kHzからの測定を要求しています。擬似電源回路網 (AMN) の仕様が、150kHz～の測定に使用するものとは若干異なります。

別表第十について

1 改正の趣旨

今回の改正で変更されるのは第2章です。第2章は高周波利用機器に適用されるもので、その許容値、測定方法は電波法の要求と整合されています。電波法の関連省令等が改正されると、電安法と電波法で要求事項が異なることになり、製造者にとっては非常に大きな負担となってしまいます。そこで、電波法と同様の改正を行うことで、製造者の負担の軽減を図ったものです。よって、今回の改正の趣旨は【電波法関連省令

等の改正により要求事項が変更されてしまう電気用品についてのみ、その要求事項を電波法と整合した内容とする】というものでした。

2 改正の概要

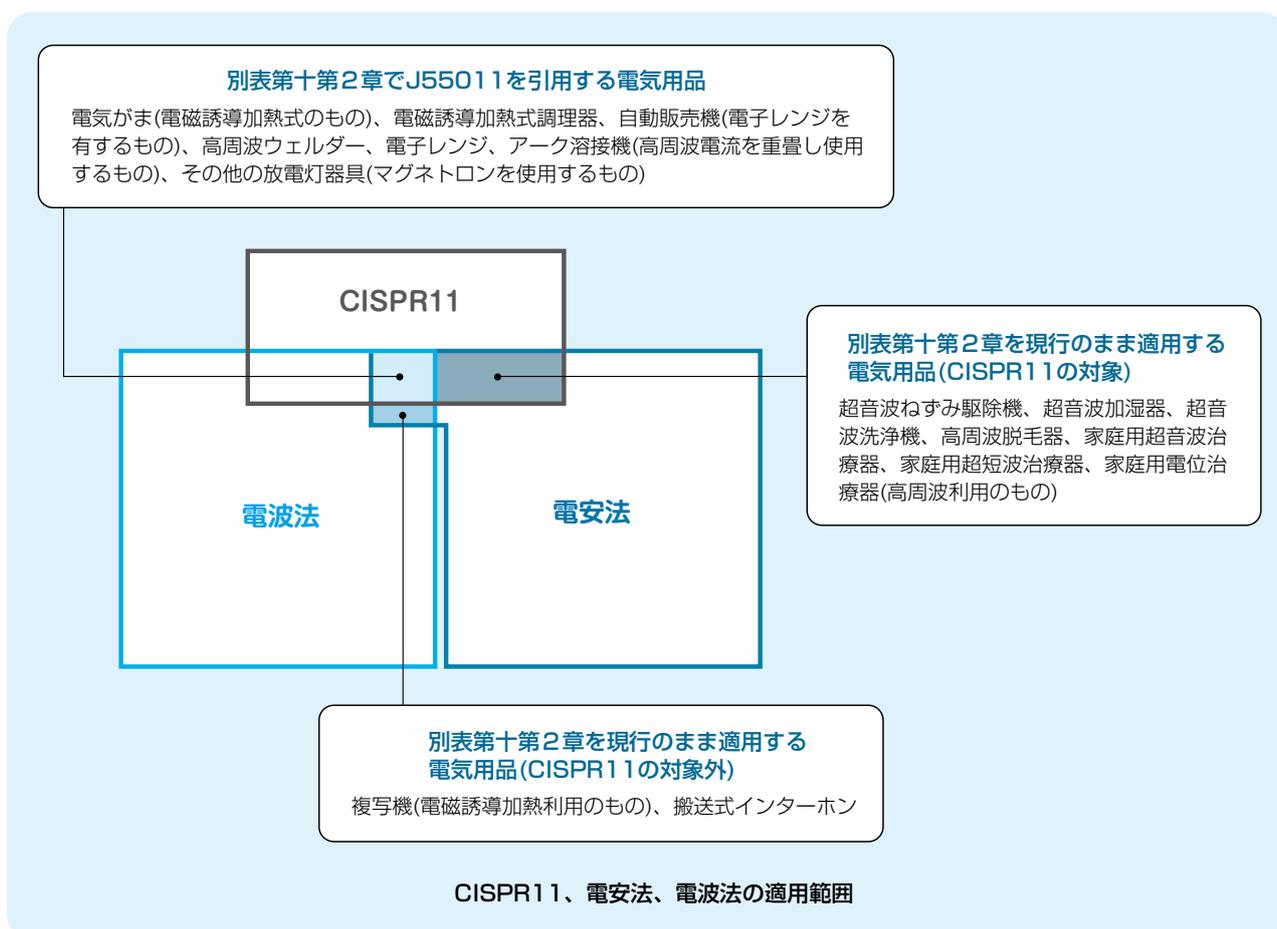
電波法関連省令等の改正は、CISPR11 国内答申に原則として整合した内容です。同様に、J55011 も CISPR11 国内答申と改正後の電波法の要求事項に整合した内容です。そこで、「電波法関連省令等の改正により要求事項が変更されてしまう電気用品」については J55011 を引用することとし、それ以外の電気用品については、従来通り、現行の第2章が適用されます。

【お問い合わせ先】

横浜事業所 EMC 試験センター

TEL : 045-582-2504 FAX : 045-582-2270

E-mail : emc@jet.or.jp



国際会議情報

IECEE / CTLジュネーブ会議から

2015年(平成27年)4月1-2日の2日間にわたってジュネーブで開催された「IECEE/CTL (IEC電気機器適合性試験認証制度/試験機関委員会)ジュネーブ会議」について報告します。この会議からのアウトプットは、IECEE/CBスキームにかかわる試験所(製造メーカーの試験所を含む)は、もちろんですが、電気機器・部品を設計する企業にとっても、規格の解釈、試験方法等に関連する情報として重要です。会議には、各国のCB試験所から百数名の出席者が参加し、各種議題について検討が行われました。JETは、この会議にCB試験所の代表として出席している他、ETF1 (Expert Task Force 1: 製品カテゴリ HOUS 及び TOOL を担当)の主査として、CTL解釈シート発行のためのとりまとめ、関連するIEC/TC61とのリエゾン役を長年にわたって担っており、国内外の関係する業界から、試験所間の解釈の違い等による種々のお問い合わせをいただいております。

会議の中で特筆すべき事項を、以下に取り上げます。

1. CTL手順書等の変更

CTLの活動において必要となる各種手順書及び基本的な技術的事項に関する要求事項(CTL/OP: CTL Operational Procedure)は、CTL-OPXXX (XXXは発行順に付された数字)という文書番号で管理され、一般からの閲覧も可能な状態でIECEEのWEBサイト(<http://www.iecee.org/>)上に掲載されています。今回は、それらの中身に関する変更はありませんが、以下のようにCMC(認証管理委員会)と同じ文書体系(IECEE/OD:IECEE Operational Document)にラインナップする変更が提案されています。

2. 技能試験(PTP)関連からの報告

(1) PTPプロバイダーからの報告

以前の報告書では、外れ値を出したラボは参加者全体の12%でしたが、それが6%に減少しており、問題のないラボは、43%から52%に増加しました。これは、PTPの指示書やデータの記入に対して参加者が注意深くなくなったことによるものと推測されます。原因分析や是正措置についても改善がみられました。その一方で、20%のラボが期限内にPTPを終了できなかったと報告されています。

(2) 技能試験に関する要求事項の変更

PTPに関する要求事項は、CTL-OP 103において規定されていますが、これらの要求事項がメーカーラボに対しても同様に適用すべきか否かについて不明確であるとの指摘があり、明確化することが確認されました。

3. ETFからの報告と承認

各製品カテゴリのETF主査から担当する規格に対する規格解釈シート(Decision Sheet:DSH)や試験装置リ



ストの発行・改正等について報告があり、全て承認されました。今回も新たに30を超えるDSHが承認されています。JETが主査として参加しているETF1(家電機器・電動工具・おもちゃ)に関しては、以下に示すPDSH(暫定的なDSH)が承認されました。

CTL DSH 番号	概要
DSH1096	洗濯機の蓋に関する要求事項に関連して、IEC60335-2-7とIEC60335-2-4のどちらの規格を適用するかに関する明確化
DSH1097	ネイルラッカー硬化装置に適用する規格の明確化
DSH1098	製品の異常試験時に試験所の電源装置の保護装置と被試験装置の保護装置の動作が交錯する場合の対応に関する明確化
DSH0740A	2槽式洗濯機の脱水機の蓋開口部と脱水槽との障害に関する要求の明確化

このほか、電子機器、照明機器、医療機器、部品、配線器具等からも新たなDSHが発行されており、IECEEのWEBサイトよりご確認ください。

4. その他の事項

CTL会議への参加人数が増大傾向にあるため、制限を設けることについての議論が行われました。これについては、2015年の9月末までにタスクフォースで検討し、結論を出すことになりました。

【お問い合わせ先】
電気製品安全センター
TEL: 03-3466-9203 FAX: 03-3466-9204
E-mail: center@jet.or.jp

「PVJapan2015」に出展します

平成 27 年 7 月 29 日 (水) から 31 日 (金) ま
で東京ビッグサイトで開催される一般社団法人太陽
光発電協会 (JPEA) 主催の「PVJapan2015」に
出展します。太陽電池モジュールや系統連系保護装
置の認証、太陽電池の出力測定や製品試験等の各種
サービスについて担当者がブースにて直接ご説明
します。また、太陽光発電システムの保守点検に関
する新たなサービスもご紹介する予定です。本展示
会は、入場無料ですので、是非、ご来場いただき、
JET ブースにお立ち寄りいただきますようご案内
申し上げます。

【お問い合わせ先】
研究事業センター
TEL:045-570-2070 FAX:045-570-2077
E-mail : pvm@jet.or.jp

写真は昨年ブースの様子：



PVJapan の案内ウェブサイト
(<http://www.jpea.gr.jp/pvj2015/>)

「MEDTEC Japan 2015」に出展しました



平成 27 年 4 月 22 日から 24 日までの 3 日間、東
京ビッグサイトにおいて、医療機器の設計・製造に関
するアジア最大の展示会「MEDTEC Japan 2015」
に初めて出展いたしました。

この 3 日間で 3 万 2 千人の来場者があり、多くの
方々に JET の医療機器認証業務を知っていただくこ
とができました。

JET ブースでは、最新パンフレット「JET 医療機
器認証のご案内」を数多くの来場者に配布し、医療機
器等法の認証制度、依頼試験サービス、関連サービス
との同時申込等、JET 本体業務も含めたワンストップ
サービスをアピールさせていただきました。

お客様からは「電気安全以外もやってるんだ!!」、

「JET も展示会に出てるんだ?!」など、JET に対する各企業担当者の期待もヒシヒシと伝わってきました。

また、当日は激励以外にも医療機器認証に関するご意見、ご質問など賜り、開催期間中、非常に有意義な時を
皆様と共有できたと存じます。

JET ブースに立ち寄っていただいた方々に改めてお礼申し上げるとともに、医療機器認証でのワンストップ
サービスなど幅広いニーズに対応いたしますので、是非、JET をご利用下さい。

【お問い合わせ先】
医療機器認証室
TEL : 03-3466-6660 FAX : 03-3466-6622
E-mail : mdc@jet.or.jp

電気用品安全法の概要セミナー における Q&A のご紹介

平成 27 年 4 月から 5 月にかけて、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡の 5 地域で開催した JET 主催の「電気用品安全法の概要セミナー」において、参加者の皆様からいただいたご質問とその回答をご紹介します。

1 電気用品安全法の概要について

Q1-1: 電気用品の製造事業者です。届出と異なる電気用品や届出済みの電気用品で型式の区分が異なる場合の届出書式は、“様式第 1（第 3 条関係）電気用品製造事業届出書”で良いのでしょうか？

A1-1: 既に届出されている電気用品と新たに製造又は輸入する電気用品が異なる場合については、①製造又は輸入する電気用品の区分が異なる場合は、様式第 1（第 3 条関係）の“電気用品製造（輸入）事業届出書”となります。②電気用品の区分が同じで電気用品名が異なる場合は、様式第 6（第 6 条関係）の“事業届出事項変更届出書”となります。③電気用品名が届出しているものと同じで、型式の区分が異なる場合は、②と同様に、様式第 6（第 6 条関係）の“事業届出事項変更届出書”となります。

Q1-2: 特定電気用品の形状や製品に使用している材料を適合性検査時の試料と別のものに変更した場合、再度、適合性検査は必要になりますか？

A1-2: 製造又は輸入事業者が、既に交付を受けた「適合証明書」又は「適合同等証明書」のものと同一の「型式の区分」の範囲内の変更であれば、改めて登録検査機関による適合性検査を受検する必要はありません。

ただし、事業者の責任上、電気用品安全法第 8 条 1 項の技術基準適合義務を履行し、製造又は輸入する電気用品について同条 2 項の試料について行う検査を行い、その検査記録を作成、保存した上で製造又は輸入をする必要があります。

Q1-3: 電気用品安全法対象の部品や製品の購入時の受入検査では、PSE マークの表示確認だけでなく、基準適合を証明する書類を入手する必要がありますか？

A1-3: 電気用品を製造又は輸入する方（届出事業者）が、部品（電気用品）の受入検査をする場合には、部品に対しても技術基準適合義務がありますので、技術基準に適合していることを確認する必要があります。そのため、結果的に適合していることを確認できる証明書等が必要になると考えられます。

販売事業者が届出事業者から購入する場合は、PSE マーク表示確認などの販売の制限がありますが、証明するための書類の入手までは要求されていません。

Q1-4: 最近の電気製品による事故や不適合についての情報を教えていただけませんか？

A1-4: 電気製品の事故については、製品評価技術基盤機構 (NITE) が公表している製品事故情報で確認いただけます。また、電気用品調査委員会で毎年年事故事例調査結果を報告しており、そちらの資料でも傾向についての情報が得られます。

さらに、経済産業省から試買テストの概要が報告されていますので、不適合が多い項目等を確認する場合は、下記 URL をご参照ください。

▼平成 26 年の事故事例調査結果報告についてはこちら
→ http://www.eam-rc.jp/pdf/deliberation/91/91_05_01.pdf

▼平成 25 年度の試買テスト結果はこちら
→ <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/sibai/h25/index.pdf>

2 プラグのトラッキングについて

Q2-1: 技術基準の解釈別表第八で製造している電気用品に電源プラグを使用する場合、解釈別表第四のプラグのトラッキング試験に適合した差込みプラグとする必要がありますか？

A2-1: 別表第八にも別表第四の規定が引用されましたので、別表第八の製造事業者等は、平成 28 年 3 月 17 日までに電源プラグに対する確認が必要となります。

Q2-2: 解釈別表第十二で製造した差込みプラグも解釈別表第四の改正に対する確認は必要でしょうか？

A2-2: 別表第十二 (J60884 等) に適合した差込みプラグについては、今回の解釈改正内容と同等レベルの規定が採用されている JIS 等に既に含まれていると考えられていますので、特に追加の確認はいりません。また、別表第十二は、現状では改正の予定はありません。



Q2-3 : J60950-1 等の別表第十二で製造されている製品が解釈別表第四に適合したプラグを使用していた場合、解釈別表第四のトラッキング試験は必要になりますか？

A2-3 : 電源プラグに別表第四を適用する場合、プラグ以外の他の部品と同様に、対応が必要となります。

Q2-4 : 変換アダプターなど解釈が改正されていない電気用品も差込みプラグと同様のトラッキング試験が必要になりますか？

A2-4 : 解釈では規定化されていませんが、性能規定化（省令）の意味を考慮して、変換プラグ等の製造事業者等はトラッキング火災に対するリスク評価を実施しておくと考えます。（解釈上は、試験を実施する要求はありません）

Q2-5 : 試験対象は完成品となりますか？

A2-5 : 材料でも完成品でも試験は可能ですが、完成品の形状によってはトラッキング試験ができない場合があります。

Q2-6 : 現状品が適合しているか否かの確認方法は、試験する以外にはありませんでしょうか？

A2-6 : 今回の追加解釈は、試験が伴うものであり、目視など他の方法での簡易的な確認はできません。また、V-0 クラスであれば適合するなどの判定も困難です。

Q2-7 : CMJ 登録された材料の使用については、追加試験は不要でしょうか？

A2-7 : 今回の解釈と同じ又はそれ以上の厳しさの試験に耐えると CMJ 登録で証明された材料であれば、完成品で確認しなくても適合と判定できます。

Q2-8 : 解釈改正に伴い、PSE 適合性検査は必要になりますか？

A2-8 : 型式区分の変更ではないため、証明書は有効期間まで有効であり、改正にともない PSE 適合検査を受ける必要はありません。ただし、技術基準適合確認は必要です。（JET で依頼試験を承ります）

Q2-9 : 猶予期間中の PSE 適合性試験の適用を教えてください。

A2-9 : 適合性検査を実施する場合、JET では公布日から改正内容に従った試験を実施しています。詳しくは、JET のホームページで確認して下さい。

▼ホームページの掲載記事はこちら

→ <http://www.jet.or.jp/new/new181.html>

→ <http://www.jet.or.jp/new/new189.html>

【お問い合わせ先】

電気製品安全センター

TEL : 03-3466-9203 FAX : 03-3466-9204

E-mail : center@jet.or.jp

「電磁波セミナー」のご案内

電磁界情報センターでは、電磁波（電磁界）に不安や疑問を持つ方に少しでも理解を深めて頂くために、送電線や家電製品など身のまわりの電磁波（電磁界）とその健康影響について、世界保健機関（WHO）などの科学的な見解をわかりやすくお伝えすることを目的としたセミナーを下記のとおり開催します。多くの方のご参加をお待ちしております。

1. 開催予定

開催都市	開催日時	会場	定員
宮崎市	7月23日(木) 13:00~15:00	宮崎県婦人会館3階大会議室	50名
岐阜市	8月6日(木) 13:00~15:00	岐阜市文化センター3階展示室	50名
さいたま市	8月27日(木) 13:00~15:00	さいたま共済会館5階504会議室	50名
山形市	9月9日(水) 13:00~15:00	山形県JAビル9階大会議室C	50名
高岡市	9月16日(水) 13:00~15:00	未定	50名
姫路市	10月7日(水) 13:00~15:00	未定	50名

※未定の会場は決まり次第、電磁界情報センターのホームページに掲載致します。

2. お申し込み方法

参加をご希望の方は、事前に以下のいずれかの方法でお申し込みください。（参加費無料）

- ・インターネット：<http://www.jeic-emf.jp/event/info.html>
- ・FAX：上記 URL よりダウンロードした FAX 申込用紙に必要事項を記載、もしくは、ご住所、お名前、連絡先(電話番号、FAX番号)、電磁波セミナー開催都市を明記したものを下記お問合せ先へ送信
- ・はがき：ご住所、お名前、連絡先(電話番号、FAX番号)、電磁波セミナー開催都市を明記したものを下記お問合せ先へ郵送

【お問い合わせ先】

一般財団法人 電気安全環境研究所 電磁界情報センター 電磁波セミナー事務局
 〒105-0014 東京都港区芝 2-9-11 全日電工連会館 3F
 TEL：03-5444-2631 FAX：03-5444-2632
 URL：<http://www.jeic-emf.jp> E-mail: jeic@jeic-emf.jp

市場小学校の横浜事業所見学会

横浜市立市場小学校の見学会を平成 27 年 5 月 26 日に実施いたしました。今回で 18 回目となります。

6 年生 3 クラスで 121 名の児童が横浜事業所及び研究事業センターを見学しました。当日は夏のような暑さにも関わらず、児童たちは職員の話に熱心に聞き、積極的に質問していました。時折、鋭い質問などもあり、互いに良い経験になったと思います。

具体的な見学の内容は下記のとおりです。

- ・注水試験関係：水の導通実験と模擬感電、浸水試験の見学と防水試験の体験
- ・電波試験関係：電波暗室の見学とラジオを用いた電波の実験
- ・安全試験関係：電気ストーブの誤使用による事故の実験、アイロンの落下試験の見学、インパクトハンマーを使った衝撃試験の体験
- ・太陽光発電関係：発電量モニターの見学、ソーラーパネルの試験の説明、ソーラーおもちゃの体験

(横浜事業所)

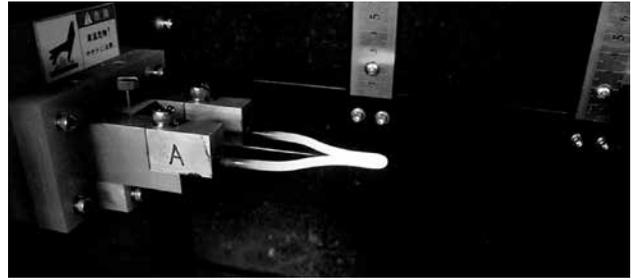


JET の試験設備 〈60〉

グローワイヤ試験器

電気用品安全法、JIS、IEC 等の製品規格では、電気製品の外郭や導電部支持材などの絶縁材料の燃焼性を判定する手法として、グローワイヤ試験が用いられます。

水平燃焼試験や垂直燃焼試験など炎に対する燃焼性評価手法がある一方、このグローワイヤ試験は電気製品内外で発生する赤熱に対する燃焼性評価となります。また、電源プラグの栓刃間のトラッキング現象由来の燃焼を想定し、平成 26 年 9 月に電気用品の技術基準の解釈において差込みプラグ等にグローワイヤ試験が採用されました。(同時に耐トラッキング性試験も要求されます) 試験は、グローワイヤと呼ばれる直径 4mm のニクロム線を目的の温度(500～960℃程度)に設定し、試験片(部品等)とグローワイヤを 30 秒間接触させ、その後グローワイヤと試験片を引き離し、更に



30 秒間観察します。試験開始から 60 秒以内に消火した場合および装置の下方の敷物に着火が無い場合、適合と扱われます。また、GWFI、GWIT と呼ばれる絶縁材料の燃焼性を評価する手法で基準を満たせば、部品・材料登録制度 (CMJ 登録制度) に登録も可能です。最近では、差込みプラグ用途の塩化ビニル樹脂の登録が増えております。その他各種規格にも対応可能ですので依頼試験等でお申し込み下さい。

【お問い合わせ先】

東京事業所 絶縁材料グループ

TEL : 03-3466-5304 FAX : 03-3466-9223

E-mail : tokyo@jet.or.jp

現場 **NOW** 〈60〉

電磁界情報センター

電磁界情報センターでは、電磁波に関する様々な情報を収集・分析するとともに、中立的な立場から、電磁波の健康影響に関する科学的な情報を分かりやすく提供する活動などを幅広く行っております。

【情報調査活動】

国内外の電磁波情報を収集、整理、分析するとともに、それらをデータベース化しています。昨年、電磁波に関する世界最大レベルのデータベースである“EMF-portal”を構築しているドイツのアーヘン工科大学と連携し、国際的なデータベースの構築にも取り組んでいるところです。

【情報提供活動】

電磁波に関するお問合せ応答、セミナー・講演会の開催、ホームページでの情報発信、パンフレット・情報誌の作成・配布、勉強会への講師派遣などを行っております。また、平成 25 年より低周波磁界測定器無料貸出サービスも行っております。



身のまわりの磁界の大きさや性質を知ることなどで、過度な心配が和らぐこともアンケート結果から見られます。

電磁波の健康影響に関する不安や疑問、測定器の貸出など、お気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

電磁界情報センター 電話受付時間 : 9:00 ~ 17:00

TEL : 03-5444-2631 FAX : 03-5444-2632

E-mail : jeic@jeic-emf.jp URL : <http://www.jeic-emf.jp/>

<お問い合わせの際はこちらまで>

【 本 部 】	TEL	FAX
●東京事業所 tokyo@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5183	03-3466-5250
●製品認証部 医療機器認証室 mdc@jet.or.jp	03-3466-6660	03-3466-6622
●工場調査部 jet-fid@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●技術規格部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5142
●経営企画部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-9204
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204
●業務管理部 info@jet.or.jp	03-3466-5171	03-3466-5142
●ビジネス推進部 suishin01@jet.or.jp	03-3466-5214	03-3466-5142
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5307	03-3466-5106

【電磁界情報センター】	TEL	FAX
●電磁界情報センター jeic@jeic-emf.jp	03-5444-2631	03-5444-2632

【ISO登録センター】	TEL	FAX
●営業部 isorc@jet.or.jp	03-5358-0694	03-5358-0727
●認証部 jetqm@jet.or.jp	03-5358-0740	03-5358-0742

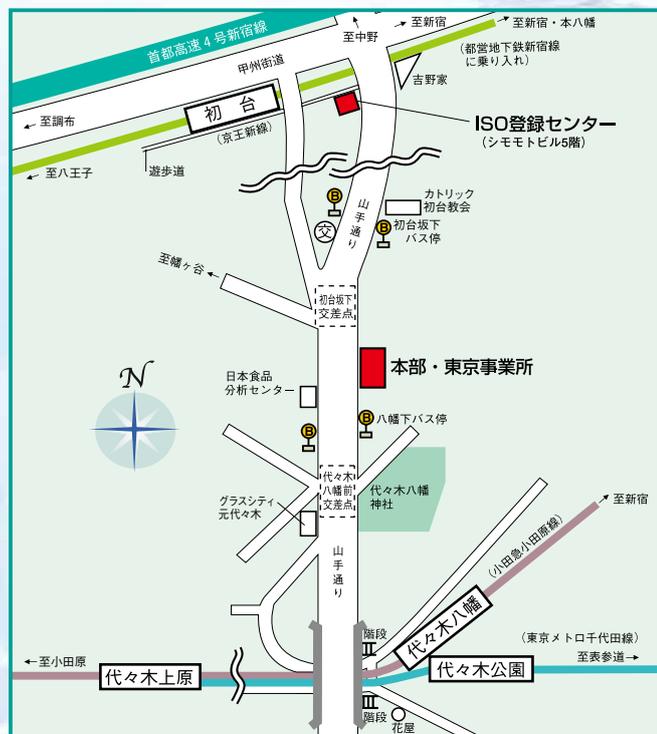
【研究事業センター】	TEL	FAX
●研究事業センター info@jet.or.jp	045-570-2070	045-570-2077

【横浜事業所】	TEL	FAX
●横浜事業所(代表) yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2671

【関西事業所】	TEL	FAX
●関西事業所(代表) kansai@jet.or.jp	078-771-5135	078-771-5136

【名古屋事務所】	TEL	FAX
●名古屋事務所 nagoya@jet.or.jp	052-269-8140	052-269-8498

【九州事務所】	TEL	FAX
●九州事務所 kyusyu@jet.or.jp	092-419-2385	092-419-2386



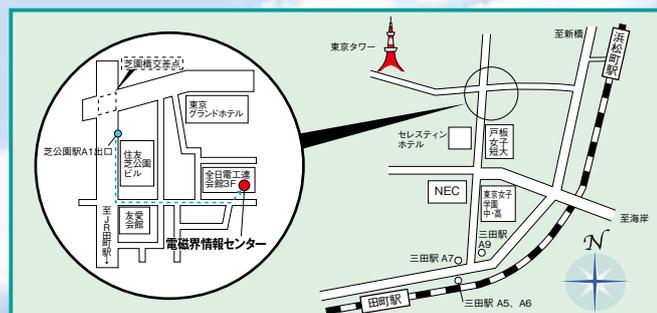
■本部・東京事業所
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

■ISO登録センター
〒151-0061 東京都渋谷区初台1-46-3 (シモトビル5階)

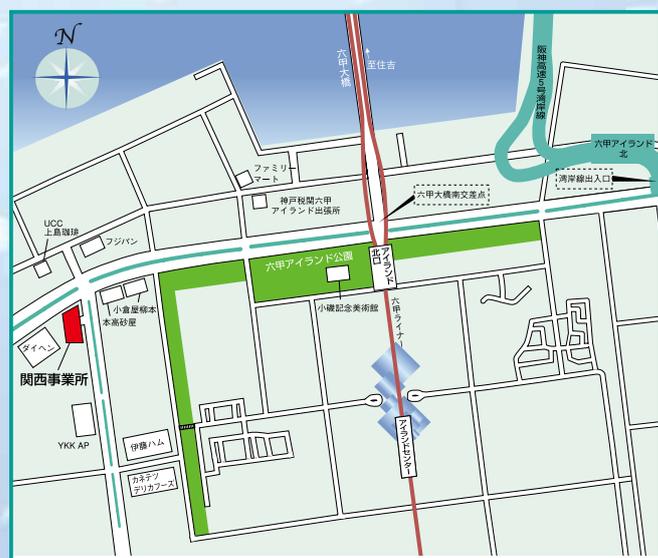


■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30

■研究事業センター
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-28



■電磁界情報センター
〒105-0014 東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館 3階



■関西事業所
〒658-0033 兵庫県神戸市東灘区向洋町西4丁目-1